

## パルシェ・アントレALL-Sカード特約

### 第1条 (カード名称)

静銀セゾンカード株式会社（以下「当社」という）が静岡ターミナル開発株式会社（以下、「静岡ターミナル開発」という）と提携して、パルシェ・アントレポイントカード機能部分は静岡ターミナル開発、クレジットカード機能部分は当社が提供するカードをパルシェ・アントレALL-Sカード（以下「本カード」という）と称します。

### 第2条 (カードの発行)

お客様が、当社の定める本特約及び静銀セゾンカード規約、ならびに静岡ターミナル開発の定めるパルシェ・アントレポイントカード会員規約（以下「ポイント会員規約」という）を承認し、当社と静岡ターミナル開発（以下、あわせて「両社」という）に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条 (年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌々月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1) ①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

### 第4条 (パルシェ・アントレポイントカード機能)

静岡ターミナル開発の管理・運営するパルシェ・アントレポイントカード機能部分については、本特約およびパルシェ・アントレポイントカード会員規約に基づき提供されます。

### 第5条 (会員資格の喪失等)

静銀セゾンカード規約第23条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

- (1) ⑩会員がポイント会員規約等に基づき、ポイント会員資格を喪失したとき。
- (7) 会員が静銀セゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、ポイント会員資格も喪失いたします。

### 第6条 (カード規約の適用)

(1)本カードにおけるクレジットカード機能部分については、当社の定める静銀セゾンカード規約及び、本特約が適用されます。静銀セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する

場合は、本特約を優先いたします。

(2) 本カードにおけるポイントカード機能部分については、静岡ターミナル開発の定めるポイント会員規約に加え、本特約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

#### **第7条（本規約の変更等の準用）**

静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。